



水戸市告示第 80 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，水戸・勝田都市計画ごみ焼却場を変更したので，同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により，次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 24 日

水戸市長 高橋 靖

記

- 1 都市計画の種類
ごみ焼却場（1号 水戸市小吹清掃工場）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
削除する部分
水戸市小吹町字大谷原の一部
- 3 縦覧場所
水戸市都市計画部都市計画課

水戸・勝田都市計画

ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更について

計 画 書

(水戸市決定)

令和4年度

水 戸 市

水戸・勝田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更


（水戸市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中 1号水戸市小吹清掃工場を廃止する。

理由

水戸市小吹清掃工場の老朽化への対応と循環型社会の構築に向けて整備した水戸市新清掃工場の供用開始に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項に基づく届出により廃止となった水戸市小吹清掃工場の解体撤去を進め、跡地の利活用に向けて、都市計画の廃止を行うものである。

総括図



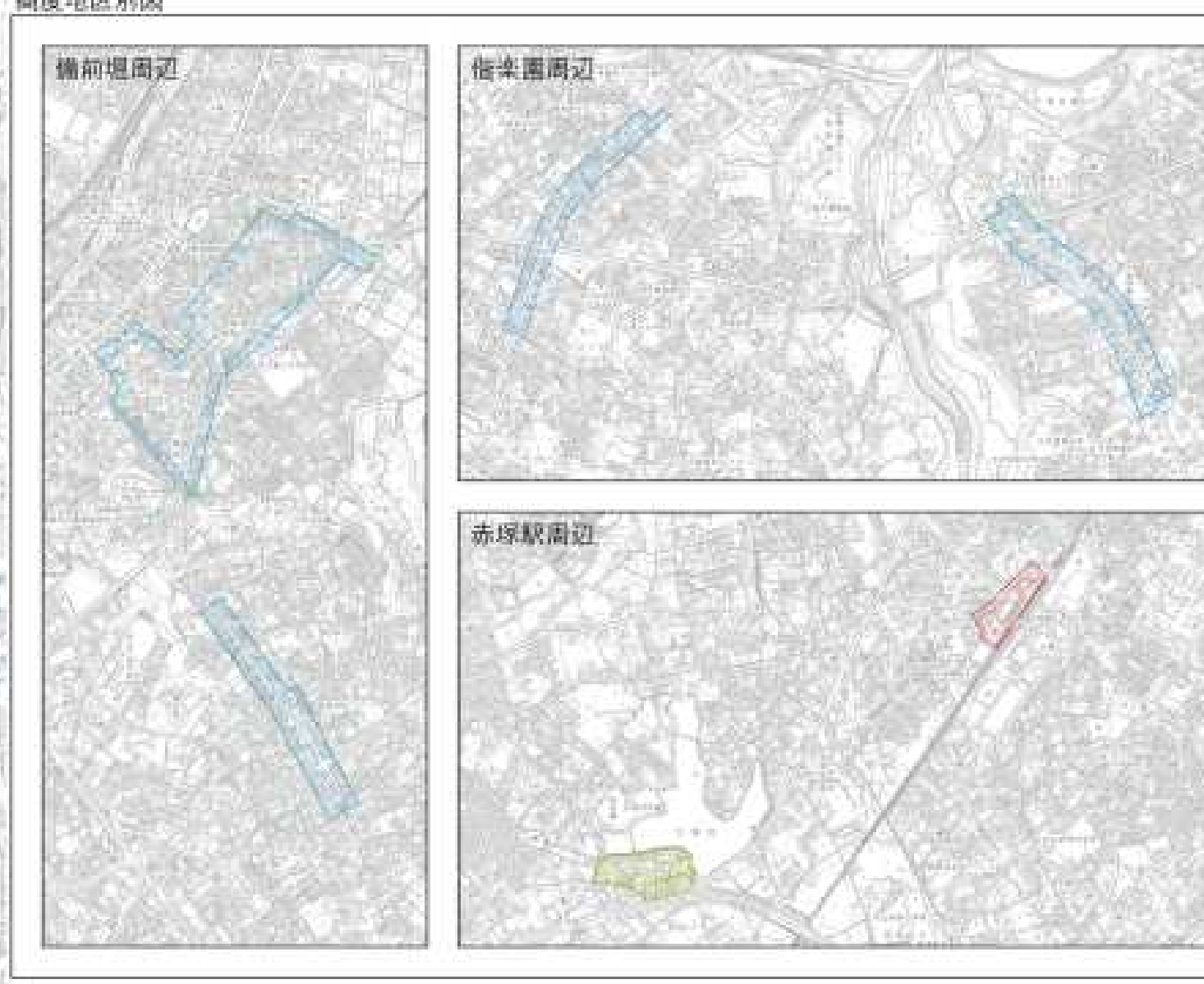
種別	名称	面積 (ha)
1	第一種中高層住居専用地域	10.0
2	第一種中層住居専用地域	10.0
3	第一種住居地域	10.0
4	第二種住居地域	10.0
5	近隣商業地域	10.0
6	商業地域	10.0
7	準工業地域	10.0
8	工業地域	10.0
9	緑地	10.0
10	防火地域	10.0
11	準防火地域	10.0
12	高度利用地区	10.0
13	特別緑地保全地区	10.0
14	都市計画区域(存続区域)	10.0
15	市域外区域	10.0
16	河川	10.0
17	鉄道	10.0
18	道路	10.0
19	公園	10.0
20	その他	10.0

凡例

 	今回変更
 	既決定

3. 水戸市新清掃工場
A=約8.6ha

1. 水戸市小牧清掃工場
A=約4.7ha



高度利用地区

区分	面積 (ha)
① 第一種住居地域	約10.0
② 第一種中層住居専用地域	約10.0
③ 第一種住居地域	約10.0
④ 第二種住居地域	約10.0
⑤ 近隣商業地域	約10.0
⑥ 商業地域	約10.0
⑦ 準工業地域	約10.0
⑧ 工業地域	約10.0
⑨ 緑地	約10.0
⑩ 防火地域	約10.0
⑪ 準防火地域	約10.0
⑫ 高度利用地区	約10.0
⑬ 特別緑地保全地区	約10.0
⑭ 都市計画区域(存続区域)	約10.0
⑮ 市域外区域	約10.0
⑯ 河川	約10.0
⑰ 鉄道	約10.0
⑱ 道路	約10.0
⑲ その他	約10.0

緑地

種別	面積 (ha)
1 公園	約10.0
2 緑地	約10.0
3 公園	約10.0
4 公園	約10.0
5 公園	約10.0
6 公園	約10.0
7 公園	約10.0
8 公園	約10.0

特別緑地保全地区

区分	面積 (ha)
1 特別緑地保全地区	約10.0
2 特別緑地保全地区	約10.0
3 特別緑地保全地区	約10.0
4 特別緑地保全地区	約10.0
5 特別緑地保全地区	約10.0
6 特別緑地保全地区	約10.0
7 特別緑地保全地区	約10.0
8 特別緑地保全地区	約10.0

凡例

色	名称
赤	防火地域
赤	準防火地域
赤	高度利用地区
赤	特別緑地保全地区
赤	都市計画区域(存続区域)
赤	市域外区域
赤	河川
赤	鉄道
赤	道路
赤	その他

凡例

用途地域	容積率 (%)	高度地区
第一種住居専用地域	60	第一種高度地区
第一種中層住居専用地域	60	第二種高度地区
第一種住居地域	60	第三種高度地区
第二種住居地域	60	第四種高度地区
近隣商業地域	60	第五種高度地区
商業地域	60	第六種高度地区
準工業地域	60	第七種高度地区
工業地域	60	第八種高度地区

水戸市都市計画課